

第 1 編

計画の策定

- 第1節 計画の趣旨
- 第2節 基本理念
- 第3節 計画の位置付け
- 第4節 計画期間

第1節 計画の趣旨

1 第7次宮城県地域医療計画について

(1) 策定・変更の根拠

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県は厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとされています。また、同法の規定により、都道府県は少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとされています。前回の宮城県地域医療計画は、平成25（2013）年4月に公示し、計画期間を5年間と定めたことから、今回、計画を変更するものです。

(2) 計画に定めることが必要な事項

平成26（2014）年6月に「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）が制定されたことに伴い、医療法が改正され、都道府県は、地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿である「地域医療構想」を医療計画の一部として新たに策定し、構想区域ごとに各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を適切に推進することが定められました。

医療計画に定めるべき事項は、医療法に規定されており、その主なものは次のとおりです。

なお、宮城県地域医療計画においては、これらの必要記載項目に加え、国の医療政策や県における医療提供体制の課題等を考慮し、県独自の記載項目を掲げて計画を策定しています。

- ① 5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））及び在宅医療の確保の目標と医療連携体制に関する事項
- ② 医療連携体制における医療機能に関する情報提供の推進に関する事項
- ③ 地域における病床の機能の分化・連携を推進するための区域における将来の医療提供体制に関する構想（地域医療構想）に関する事項及びその達成に向けた事項並びに病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
- ④ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項
- ⑤ 医療の安全の確保に関する事項
- ⑥ 病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項
- ⑦ 基準病床数に関する事項
- ⑧ 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
- ⑨ その他医療提供体制の確保に関し必要な事項

2 宮城県地域医療計画の変遷

- (1) 第1次宮城県地域保健医療計画（昭和63（1988）年8月公示：必要的記載事項）
（平成元（1989）年6月公示：任意的記載事項）
- (2) 第2次宮城県地域保健医療計画（平成5（1993）年8月公示）
- (3) 第3次宮城県地域保健医療計画（平成11（1999）年8月公示）
- (4) 第4次宮城県地域保健医療計画（平成15（2003）年8月公示）
- (5) 第5次宮城県地域医療計画（平成20（2008）年4月公示）
- (6) 第6次宮城県地域医療計画（平成25（2013）年4月公示）
※平成28（2016）年11月「宮城県地域医療構想」策定
- (7) 第7次宮城県地域医療計画（平成30（2018）年4月公示）

3 第3期宮城県医療費適正化計画について

(1) 策定・変更の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項の規定に基づき、都道府県は厚生労働大臣が定める基本方針に即して、5年ごとに、5年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画を定めるものとされています。

第2期宮城県医療費適正化計画は、平成25（2013）年4月に策定し、計画期間が5年間であることから、今回、次期計画を策定するものです。

(2) 計画に定めることが必要な事項

医療費適正化計画には、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進の成果や、住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる、医療費適正化の効果を踏まえ、計画の期間における医療に要する費用の見込みを定めることとされています。また、おおむね次に掲げる事項について定めるものとされています。

- ① 住民の健康の保持の推進に関し、県において達成すべき目標に関する事項
- ② 医療の効率的な提供の推進に関し、県において達成すべき目標に関する事項
- ③ これらの目標を達成するために、県が取り組むべき施策に関する事項
- ④ これらの目標を達成するための保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
- ⑤ 県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項
- ⑥ 計画の達成状況の評価に関する事項

4 宮城県医療費適正化計画の変遷

- (1) 宮城県医療費適正化計画（平成20（2008）年4月策定）
- (2) 第2期宮城県医療費適正化計画（平成25（2013）年4月策定）
- (3) 第3期宮城県医療費適正化計画（平成30（2018）年4月策定）

第2節 基本理念

- 県民の医療に対する安心と信頼の確保
- 良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立

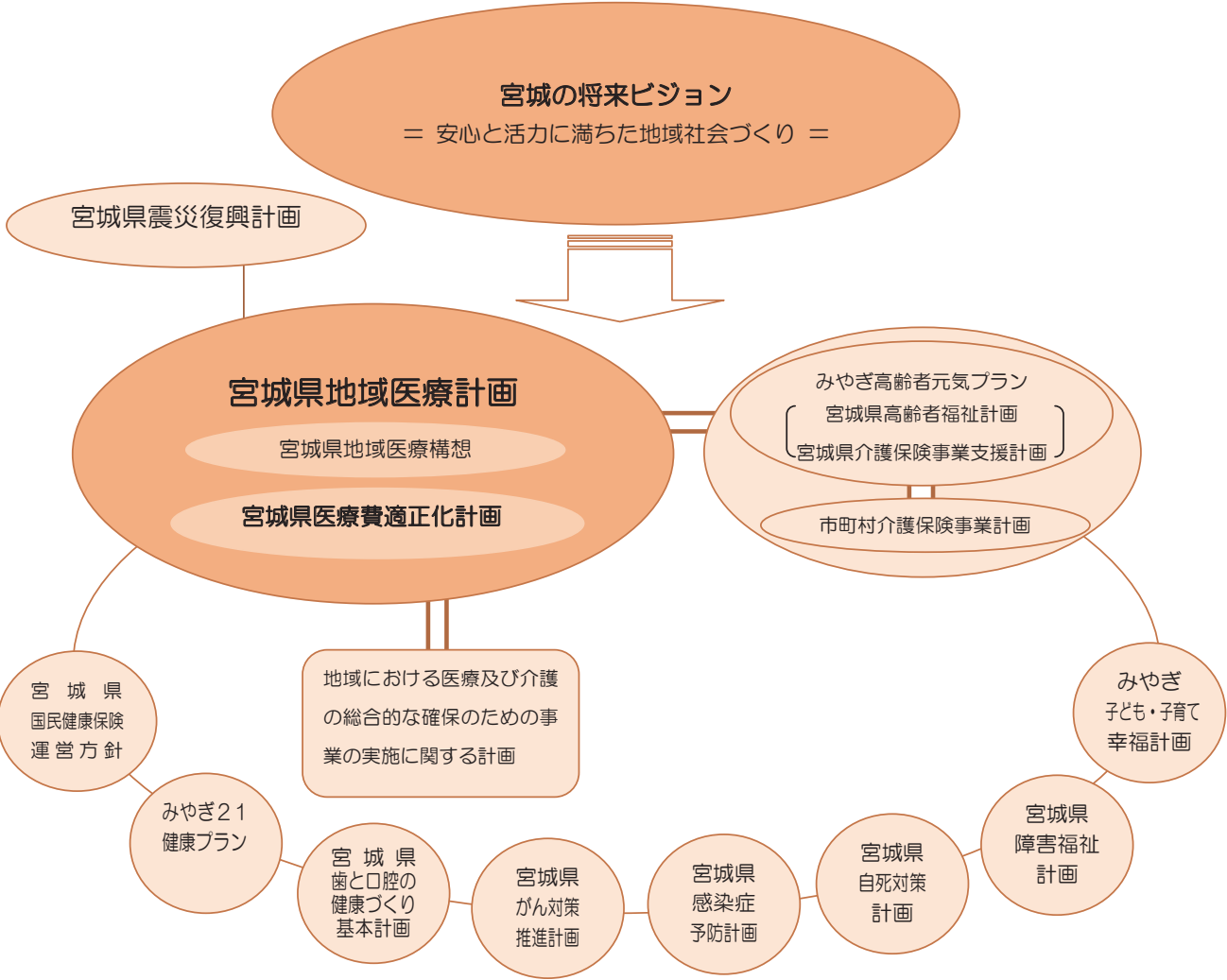
- 医療情報の提供による適切な医療の選択の支援
 - ・ 医療法に基づく医療機能情報提供制度及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく薬局機能情報提供制度の的確な運用を図ります。
 - ・ 県内医療機関の機能を明示します。
- 医療機能の分担・連携の推進による切れ目のない医療の提供
 - ・ 5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療に関する医療連携体制の構築を推進します。
 - ・ 限られた資源の中で、医療ニーズの増加に対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、病床の機能の分化及び連携を促進します。
- 在宅医療の充実による患者の生活の質（QOL）の向上
 - ・ 介護保険等の様々な施策との適切な役割分担・連携を図りつつ、患者・家族が希望する場合の選択肢となり得るよう、在宅医療の提供体制の整備を目指します。

第3節 計画の位置付け

本計画は、医療法第30条の4第1項に規定する医療計画であるとともに、併せて、高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画とします。また、これまで個別に策定していた「宮城県へき地保健医療計画」及び「宮城県周産期医療体制整備計画」を、一体的に策定するものです。

本計画では、本県の県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」に掲げられた政策推進の基本方針の一つである「安心と活力に満ちた地域社会づくり」を実現するため、保健・福祉に関係する各計画と整合性を図りながら本計画の目指すべき方向と施策を明らかにします。

特に、平成26（2014）年6月の「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」成立に伴い、医療計画は、都道府県介護保険事業支援計画等との整合性の確保を図らなければならないこととなったことを踏まえ、「みやぎ高齢者元気プラン」との整合性を図って策定しています。



第4節 計画期間

医療計画はこれまで5年計画でしたが、平成26（2014）年6月の医療法改正により6年計画となり、6年ごと（居宅等医療等事項については3年ごと）に目標の達成状況や計画事項の調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することとされました。また、3年ごとに改定する介護保険事業支援計画との整合性の確保を図ることとされました。

本計画については、計画期間を平成30（2018）年度から2023年度までの6年間とし、毎年の進行管理に加え、居宅等医療等事項については策定3年目の2020年度に調査、分析及び評価を実施し、さらに、策定6年目の2023年度に目標の達成状況及び計画事項について調査、分析及び評価を行うこととします。

医療費適正化計画についても、平成27（2015）年5月の高齢者の医療の確保に関する法律改正により、これまでの5年計画が6年計画となりました。

本計画において、医療費適正化の推進については、年度ごとの進捗状況把握に加え、計画最終年度の2023年度に進捗状況の調査及び分析を行い、さらに、計画の終了年度の翌年度である2024年度に、目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うこととします。

第7次宮城県地域医療計画

6 年 間

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
進行管理 次年度への反映	進行管理 次年度への反映	進行管理 ・次年度への反映 ・居宅等医療等事項の 調査・分析・評価等	進行管理 次年度への反映	進行管理 次年度への反映	調査・分析・評価 次期計画への反映

※医療費適正化計画については、計画終了年度の翌年度に実績評価を行う